

第4回 (定例) 豊岡市農業委員会総会 (定例会) 会議録

平成30年7月24日 (火)

(豊岡市役所3階会議室)

午後1時30分開会

議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議事録署名委員の指名について  
番 委員  
番 委員
- 日程第2 会期の決定について  
月 日 日間
- 日程第3 報告第4号 農地法第5条第1項ただし書き(第7号)の規定による届出書  
受理について
- 日程第4 報告第5号 農地法第4条の規定による申請書の返戻について
- 日程第5 第19号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第20号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第21号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第8 第22号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証  
明について
- 日程第9 第23号議案 農地法第5条第1項ただし書き(第7号)の規定による協議に  
ついて
- 日程第10 第24号議案 豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に  
対する意見について
- 日程第11 第25号議案 農用地利用集積計画の決定について

出席委員 (19名)

- |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 宮 岡 正 則 | 2 番  | 加 悦 富美恵 |
| 3 番  | 高 尾 利 美 | 4 番  | 原 清 美   |
| 5 番  | 蜂須賀 久 人 | 6 番  | 井 谷 勝 彦 |
| 7 番  | 田 中 直 喜 | 8 番  | 上 坂 光 広 |
| 9 番  | 水 嶋 義 彦 | 10 番 | 西 沢 泰 裕 |
| 11 番 | 宮 口 豊   | 12 番 | 北 垣 裕 次 |
| 13 番 | 齋 藤 善 久 | 14 番 | 石 橋 重 利 |
| 15 番 | 尾 口 正 信 | 16 番 | 永 井 辰 正 |

17 番 村 田 憲 夫

18 番 大 原 博 幸

19 番 森 井 脩

欠席委員（0名）

事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局長……………宮 崎 雅 巳 農業委員会事務局次長…橋 本 明 宏

農業委員会事務局主幹兼係長…古 谷 明 仁 農業委員会事務局主査…西 田 弥

午後1時30分開会

会長挨拶

○議長（森井 脩） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。今、局長の方からもありましたように、記録的な大雨に続いて今度は記録的な殺人的な暑さというようなことであります。気象庁がその都度いろいろなコメントを発表しておりますが、新しいことが次々に出てくるようなことをごさいます、この先どうなるのだろうかというような心配すら起こるような状況でございます。あちこちで被害が出ているようでございすが、それこそ人命に関わるようなことは幸いにもなかったようでございすが、この殺人的な暑さはまだ当分続くようでございまして、農作業も今、出穂期を迎えまして草刈りとか大変な時でございすが、事故がないことを願うばかりでございすが、本日は第4回の総会でございすが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

諸報告

○議長（森井 脩） 日程に先だち諸報告をします。

本日の会議、欠席、遅刻等の通告の委員はございせん。

行政報告

○議長（森井 脩） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（森井 脩） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第4回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件1件、許可申請案件20件、証明案件3件、届出書受理案件1件、協議案件5件、合計30件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

11番 宮口 豊隆 委員

12番 北垣 裕次 委員

以上の委員をお願いします。

#### 会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第4回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって第4回総会（定例会）は、本日7月24日の1日間と決定しました。

農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による届出書受理について

○議長（森井 脩） 日程第3、報告第4号「農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号「農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

農地法第4条の規定による申請書の返戻について

○議長（森井 脩） 日程第4、報告第5号「農地法第4条の規定による申請書の返戻について」を議題とします。

事務局、説明願います。

**【事務局説明】**

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時42分）

（再開 午後1時45分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

以上で、報告第5号「農地法第4条の規定による申請書の返戻について」の報告事項を終わります。

第19号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 付議事項に入ります。日程第5、第19号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

**【事務局説明】**

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。現地調査員を代表して、6番 井谷委員、お願いします。

○現地調査員（井谷 勝彦） 7月13日、田中委員さんと事務局2名、農振担当の職員1名とで現地を確認いたしました。なにぶんこの豊岡市がとても広いということを実感したところでございます。案件としましては事務局の説明のとおり問題ございませんでしたが、これだけ広大な面積があるということを実感いたしました。以上です。

○議長（森井 脩） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番 西沢委員。

○10番（西沢 泰裕） 申請番号16番で、農業従事者2人となっていますけど、これは譲受人の〇〇さんと奥さんということでしょうか。

○事務局（西田 弥） 奥さんです。

○10番（西沢 泰裕） 実は私、同じ中筋で、〇〇さん本人は〇〇で〇〇を経営、奥さんは〇〇〇という介護施設をやっておられて、帳面上は耕作面積こんだけあり、2人でやっていますといいながら、実際耕作は不可能ではないかと思います。去年の9月25日の総会で1筆3条申請（売買）がございました。〇〇の案件で地目が田んぼの〇〇〇平方メートル、ここで野菜を作るということで受理されたわけですけど、実際耕作されているかといったらされておりません。こんなどうかなど。たぶんこども譲り渡ししたらこんだけの面積もうりがないということで、いい人が見つかってということで、事情を知らない人はいい動きなんですけど、だけどこれ、そのまま認めていいのかなという感じが。実質、耕作面積も〇町〇反あるんですけど、本人さんやっておられない、地元の人に預けてやっておりんさんが本当じゃないかと。その辺帳面上しかわからないんで、現場確認に行かれた方もそこまではわからないと思いますけど、第三者的に見た感じ、ここちょっと不可能じゃないかなと。3条申請通すということは、譲渡されてそこを自力で耕作するというのが一つの道筋であるんだけど、無理かなと思っているんですけど。

○事務局（古谷 明仁） 今の計画ではその該当地で果樹および生花、花を作られるということで申請が出てきております。

○議長（森井 脩） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時55分）

（再開 午後2時05分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

質問のあったことについて事務局の方、ございますでしょうか。

○事務局（宮崎 雅巳） 先ほど質問をいただいた件ですけど、書類等、検査させていただきました。営農計画あるいは所有地の耕作については耕作されているという申請となっておりますので許可相当と事務局としては判断します。ただ、質問のあったとおり、そういった現場での懸念が委員さんの方にあるようでしたら、また後そういったフォローをしていただくとか、情報を入れていただくとかいうことで、次にまた同じようなことがありましたらもう少し厳格に審査をしていきたいと思いますが、今回については書類上問題ないと考えております。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。よって、第19号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

第20号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長 (森井 脩) 日程第6、第20号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、5番 蜂須賀委員、お願いします。

○現地調査員 (蜂須賀 久人) 7月12日に原委員と事務局2名と現地に行ってきました。当該地は4条申請、5条申請、非農地と3つの申請が出ております。今、事務局の説明のとおり特に問題ありませんでした。以上です。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

16番 永井委員。

○16番 (永井 辰正) 何年ほど前からこういう状況になっていたんですか。

○事務局 (西田 弥) 昭和40年ごろからになります。

○議長 (森井 脩) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第20号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第21号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第7、第21号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時15分）

（再開 午後2時25分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な場合につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、5番 蜂須賀委員、お願いします。

○現地調査員（蜂須賀 久人） 特に異議ありません。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第21号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第22号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（森井 脩） 日程第8、第22号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

**【事務局説明】**

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、5番 蜂須賀委員、お願いします。

○現地調査員（蜂須賀 久人） 異議ありません。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第22号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第23号議案、農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議について

○議長（森井 脩） 日程第9、第23号議案「農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

**【事務局説明】**



○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、5番 蜂須賀委員、お願いします。

○現地調査員（蜂須賀 久人） 事務局の説明のとおりで異議ありません。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第23号議案「農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議について」は、原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時45分）

（再開 午後2時50分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

第24号議案、豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について

○議長（森井 脩） 日程第10、第24号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について」を議題とします。

この議案については、農林水産課担当職員に出席説明を求めています。

事務局の提案説明後、担当職員の自己紹介を含め、農用地利用計画の変更内容の説明を求めます。

なお、この議案の中に農業委員会に関する法律第31条に係る案件が含まれておりますので、その案件とは別々に審議をいたします。

それではまず、用途変更6件のうち整理番号1番の案件を審議いたします。

なお、高尾利美委員につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定により議

事に参加することができません。

退席をお願いします。

(高尾委員の退席)

○議長 (森井 脩) まず、事務局、提案説明願います。

○事務局 (西田 弥) 第24号議案についてご説明いたします。議案書の18ページをご覧くださいと思います。

農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして豊岡市において、豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画が作成されています。今回この計画の変更を予定されておりまして、豊岡市長から当委員会に意見を求められているものでございます。除外変更4件、用途変更6件となっております。内容につきましては農林水産課の担当の方からお聞き取りをお願いいたします。

○議長 (森井 脩) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時34分)

(再開 午後2時35分)

○議長 (森井 脩) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

#### 【農林水産課説明】

○議長 (森井 脩) 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

では、高尾委員は入席してください。

(高尾委員の入席)

○議長 (森井 脩) それでは、用途変更 整理番号1番以外の案件について、説明をお願いいたします。

【農林水産課説明】

○議長（森井 脩） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番 西沢委員。

○10番（西沢 泰裕） 24ページの用途変更の3番、〇〇さんの件なんですけど、この農業用倉庫にはこの文面からすると大型機械等を保管する倉庫ということで、糶摺りとかそういう施設は入りますか。

というのが、若干離れていますが住宅地があるもので、風向きによって被害等、懸念する面もあります。

○農林水産課（松下 貴俊） 現状の計画では農機具倉庫というふうには聞いております。いずれにしましても、地元の区長さん、農会長さんの方の同意はとっていただいているので、その際そういったあたりの説明もあったかどうかまではちょっと分かりかねるところではあるんですけども。

○10番（西沢 泰裕） 具体的な場所というのは、今育苗のハウスがある所ですか。

○農林水産課（松下 貴俊） JAさんの建物のこっちの住宅側のさらに裏というかですかね。

現状の計画では乾燥機とかいうような計画ではいただいているはずですね。

○17番（村田 憲夫） 農業用倉庫でしょ。

○農林水産課（松下 貴俊） はい、農業用倉庫です。

○議長（森井 脩） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第24号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について」は、原案のとおり可決されました。

「農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請については、異議ないものとする。」旨の意見を付して回答します。

農林水産課の担当職員の方ご苦労さまでした。

第25号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（森井 脩） 日程第11、第25号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第25号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

閉会

○議長（森井 脩） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって本会はこのをもって閉会することに決定しました。

これにて、平成30年度第4回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後3時20分閉会